

中国におけるオンラインプラットフォーム企業に対する規制

2021年08月24日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

中国では、オンラインプラットフォーム企業の独占的行為への規制が相次いでいます。本稿ではかかる規制について御紹介します。

2 オンラインプラットフォーム企業に対する規制

オンラインプラットフォーム企業が活躍するIT産業及びゲーム産業などは、政府による発展促進政策のもと、規制が緩められ、急激に発展しました。

しかしながら巨大プラットフォーム企業が登場し、当該企業による独占的行為が生じたことで、当該企業に対する規制が次々に打ち出されるようになりました。

第一 二者択一に対する規制

「二者択一」とは、オンラインプラットフォーム企業が、メーカ企業に対し、二つのプラットフォームのうちのいずれか一方のみの選択を強いる行為であり、選択されたプラットフォームの独占的行為につながるとして問題視されていました。

二者択一は、2021年施行の「プラットフォーム経済における独占禁止法のガイドライン」に基づき独占禁止法違反であることが明確にされました。

その結果、阿里巴巴（アリババ）は、上記のガイドラインと独占禁止法とに基づき、二者択一を実行したとされ、約3千億円の罰金が科されました。

アリババは、企業間電子商取引（B2B）の最大手として、多数の国及び地域で多数の会員を有する巨大なプラットフォームとなりましたが、独占的行為を行い、大手電子レンジメーカーにより提訴されていました。

なおプラットフォーム企業に対する規制については、日本を含む各国でも検討されて関連する法律が施行されています。

第二 著作権者との独占的契約に対する規制

騰訊控股（テンセント）は、音楽配信市場で不公正な行為があったとの理由で独占禁止法に基づき罰金が科されるとともに、著作権者との独占的な契約の解除命令を受けました。

テンセントは、チャイナ・ミュージックを買収したことで、業界における80%超の音楽の独占的権利を保有する巨大な音楽配信プラットフォーム企業に成長したことで、新規参入を制限する存在になると指摘されていました。

第三 ゲームコンテンツの制作及び内容に対する規制

テンセントの傘下企業は、運営するオンラインゲームが未成年者保護法に違反するとの理由で検察院に提訴されました。

従来、未成年によるオンラインゲームの遊戯の長時間化が問題視されていました。

テンセントは、これを受け、直ちに未成年の遊戯時間の制限やIDの不正使用の取締強化などの対策を打ち出すことで自らへの矛先を転じました。

なおテンセントは、日本のスクウェア・エニックス社との間で設立した合弁会社、傘下の米国企業や韓国企業を通じて、鈍化する国内ゲーム市場から国外ゲーム市場へのシフトを進めています。

第四 アプリケーションソフトの配信に対する規制

滴滴出行（ディディ）は、個人情報の収集・使用に関する重大な法令違反があるとの理由で国家安全法及びネットワーク安全法に基づき、アプリ配信の停止命令を受け、更にアプリが配信ストアから強制撤去されました。

ディディは、5億5000万人以上のユーザの個人情報と所属する数千万人のドライバーによる移動履歴という膨大なデータを保有する巨大プラットフォーム企業であり、規制される数日前にアメリカ市場に上場しました。アメリカでは、上場する外国企業に対し必要なデータの提出を義務付けがなされており、ディディが保有する膨大なデータの流出が懸念されていました。

第五 ネット預金商品に対する規制

アリババ傘下の蚂蚁集団（アントグループ）は、中国当局の規制を受け、同社の決済システムである支付宝（アリペイ）を通じて銀行への預金を仲介するネット預金商品の取扱を中止し、これに続きアントグループ以外のオンラインプラットフォーム企業も同様の商品の取扱を中止しました。

オンライン金融プラットフォームによるネット預金商品は、複数の銀行の金利を比較することで、預金者が高金利の銀行に誘導されるため、銀行間での金利競争が発生するリスクが問題視されていました。また中国人民銀行が準備を進めるデジタル人民元の発行に影響を与えるとされていました。

第六 中国不正競争防止法（反不正当竞争法）に基づく規制

中国不正競争防止法は、インターネット上での不正競争行為の規制強化のため、2017年及び2019年に連続改正されましたが、更に2021年、上記の二者択一を含むプラットフォーム企業による独占的行為を不正競争行為とするための改正が準備されており、現在、改正のためのパブリックコメントが募集されています。

3 むすび

以上のように、中国では、政府による発展促進政策のもとで市場が急激に成長しましたが、巨大プラットフォーム企業が登場したことで、当該企業に対する規制が次々と打ち出されました。オンラインプラットフォーム企業に対する規制については、当該企業が保有する情報技術の知的財産権に関連することから、その改正の動向をウォッチングすることが大切です。

御不明な点がありましたらお気軽に弊所に御相談ください。

以上